第二十五条の見出し及び同条第一項中「国際建設産業企画官」の下に「、国際市場整備推進官」を加え、同条第四項第一号中「次号」の下に「及び次項」を、「国際統括官」の下に「並びに海外プロジェクト推進課及び国際市場整備推進官」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項第二号中「国際統括官並びに」を削り、「国際建設産業企画官」の下に「、国際市場整備推進官」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国際建設産業企画官」を「、国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国際市場整備推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての海外市場の開拓に関する企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「企画官」を「企画室並びに企画官」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること（他課及び計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること（国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　企画室に、室長を置く。

第三十八条の二の見出し中「並びに」を「及び」に改め、「及び調整官」を削り、同条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び調整官それぞれ」を削り、同条第五項を削る。

第四十一条の見出し中「並びに」を「及び」に改め、「及び調整官」を削り、同条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び調整官それぞれ」を削り、同条第五項を削る。

第四十二条の四第三項中「八人」を「七人」に改める。

第四十三条の三の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「建設業政策調整官、」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　建設業政策調整官は、命を受けて、建設業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四十三条の四の見出し及び同条第一項中「建設産業振興室」を「専門工事業・建設関連業振興室」に、「専門工事業高度化推進官」を「建設市場整備推進官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　専門工事業の高度化に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二　建設コンサルタントの経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

三　建設工事の下請契約の適正化に関すること。

四　建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

五　建設業者及び建設コンサルタントの組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

六　測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。

第四十三条の四第三項中「建設産業振興室」を「専門工事業・建設関連業振興室」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「専門工事業高度化推進官」を「建設市場整備推進官」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　建設業に係る産業構造の改善対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

第四十五条の見出し及び同条第一項中「広域都市圏政策企画官」を削り、同条第二項中「並びに広域都市圏政策企画官」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十九条の見出し及び同条第一項中「河川計画調整室」の下に「、国際室」を加え、同条第二項中「河川情報企画室」を「国際室」に改め、同条中第四項を削り、第五項から第八項までを二号ずつ繰り下げ、第三項の次に次の三項を加える。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に関する事務のうち国際関係に係るものに関すること（国際河川技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　河川等及び海岸に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち国際関係に係るものに関すること。

5　国際室に、室長を置く。

6　河川情報企画室は、河川等及び海岸に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち、気象、水位及び地形に関する情報その他の情報の収集、処理及び提供に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第六十条の見出し中「流域管理室」を「流水管理室」に改め、「水利技術調整官、」を削り、同条第一項中「水利技術調整官、」を削り、同条第四項第二号中「（水利技術調整官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第五号中「及び水利技術調整官」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第六十二条の見出し及び同条第一項中「及び災害対策調整官及び首都直下地震対策官」に改め、同条第二項中「を除く」を「及び首都直下地震対策官の所掌に属するものを除く」に改め、同条に次の一項を加える。

9　首都直下地震対策官は、命を受けて、首都直下地震対策に関する事務で国土交通省の所掌事務に係るもののうち重要事項に係るものの総括に関する事務（交通に関連する首都直下地震対策に関する事務に係るものを除く。）をつかさどる。

第六十七条の見出し中「高度道路交通システム推進室」を「車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室」に改め、「及び車両通行対策官」を削り、同条第一項中「道路交通管理課に、」の下に「車両通行対策室及び」を加え、「及び車両通行対策官それぞれ」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「車両通行対策官」を「車両通行対策室」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　車両通行対策室は、車両の通行の規制に関する事務をつかさどる。

3　車両通行対策室に、室長を置く。

第六十八条の見出し中「道路経済調査室」を「国際室、道路経済調査室」に、「、道路計画調整官及び国際道路調査官」を「及び道路計画調整官」に改め、同条第一項中「企画課に」の下に「、国際室」を加え、「、道路計画調整官及び国際道路調査官」を「及び道路計画調整官」に改め、同条中第八項を削り、第三項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「道路事業分析評価室及び国際道路調査官」を「国際室及び道路事業分析評価室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　国際室は、道路の規格構造及び施工基準に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する国際関係事務をつかさどる。

3　国際室に、室長を置く。

第七十一条の見出し中「地域道路調整室、」を削り、「並びに」の下に「地域道路調整官及び」を加え、同条第一項中「地域道路調整室、」を削り、「沿道環境専門官」を「地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、第八項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域道路（地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るための道路をいう。）の整備に関する特定事項についての調整、指導及び監督に関すること。

二　豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。